



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 716 生活保護法による指定医療機関の廃止  
(福祉保健総務課)
- 717 " ( " )
- 718 介護保険法による指定介護療養型医療施設の辞退  
(長寿社会推進課)
- 719 救急診療所の廃止 (医務課)
- 720 肥料の登録の登録事項の変更 (果樹園芸課)
- 721 森林病虫害等防除法による防除命令の内容  
(森林整備課)
- 722 " ( " )
- 723 漁業災害補償法による特定第2号漁業者の同意成立の届出  
(水産振興課)
- 724 基本測量の終了 (技術調査課)
- 725 道路の区域変更 (道路保全課)
- 726 新道路の供用開始等 ( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第716号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那病10-15	医療法人殿田会 岩出内科病院	那賀郡岩出町大字 清水字千代341-1	平成 17.3.31
西歯20-46	鮎川保富歯科医 院	西牟婁郡大塔村鮎 川583-5	平成 17.3.31

### 和歌山県告示第717号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	申 請 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
那訪15-13	医療法人殿田会	那賀郡岩出町清水311番地の1	訪問看護ステーションやすらぎ苑	那賀郡岩出町清水311番地の1	平成 17.3.31

### 和歌山県告示第718号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届

出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 者 番 号	氏 名 (法人にあっては、 申請者の名称)	住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	法 人 に あ っ て は、 代 表 者 の 氏 名	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	辞 退 年 月 日
3010110934	医療法人 青木整形外科	和歌山市布引763番地の8	青木敏	医療法人 青木整形外科	和歌山市布引763番地の8	平成 17.4.30

### 和歌山県告示第719号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第2項の規定に基づき、次の救急診療所から廃止の届出があったので告示する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	救 急 業 務 廃 止 年 月 日
稲田クリニック	那賀郡粉河町粉河756-3	平成 17.3.31

### 和歌山県告示第720号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定により、肥料の登録の登録事項を変更した旨次のとおり届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	業者の名称	変更があった事項		変更年月日
				変更前	変更後	
和歌山県第681号	魚かす粉末	7. 0魚かす粉末	橋爪陽一	住所変更		平成17.4.1.
				海草郡下津町丸田一	海南市下津町丸田一	

和歌山県告示第721号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 区域及び期間

(1) 区域

粉河町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び粉河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成17年5月10日から平成17年7月21日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

和歌山県告示第722号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、那賀町、御坊市、由良町、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、日置川町、串本町、那智勝浦町及び太地町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成17年5月9日から平成17年7月21日まで

2 森林病害虫等の種類  
松くい虫

3 行うべき措置の内容  
森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由  
1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項  
(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。  
(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。  
(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。  
(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。  
(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第723号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定について特定第2号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区	区域	区分
すさみ曳縄加入区	すさみ漁業協同組合の地先	曳縄漁業(10t以上)(昭和60年和歌山県告示第280号において設定された法第104条第3号に掲げる漁業のうちすさみ漁業協同組合の地先に係る曳縄漁業(10t以上))
すさみ曳縄加入区	すさみ漁業協同組合の地区のうち、見老津、江須ノ川及び里野支所の地区を除く区域	曳縄漁業を主とする漁業の地区のうち、(昭和52年和歌山県告示第60号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうちすさみ漁業協同組合の地区のうち、見老津、江須ノ川及び里野支所の地区を除く区域に係る曳縄漁業を主とする漁業)
すさみ曳縄加入区	すさみ漁業協同組合の地区のうち、すさみ本所並びに江須ノ川及び里野支所の地区を除く区域	曳縄漁業を主とする漁業の地区のうち、(昭和52年和歌山県告示第60号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうちすさみ漁業協同組合の地区のうち、すさみ本所並びに江須ノ川及び里野支所の地区を除く区域に係る曳縄漁業を主とする漁業)
すさみ曳縄加入区	すさみ漁業協同組合の地区のうち、すさみ本所及び見老津支所の地区を除く区域	曳縄漁業を主とする漁業の地区のうち、(昭和52年和歌山県告示第60号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうちすさみ漁業協同組合の地区のうち、すさみ本所及び見老津支所の地区を除く区域に係る曳縄漁業を主とする漁業)

和歌山県告示第724号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から基本測量を終了する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

- 作業の種類 基本測量(重点地域高精度三次元測量)
- 作業期間 平成16年11月24日から平成17年3月31日まで
- 作業地域 新宮市  
西牟婁郡串本町  
東牟婁郡那智勝浦町、太地町、古座町

和歌山県告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 一鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
西牟婁郡大塔村大字深谷字本谷387番地先から同村大字深谷字本谷398番1地先まで	旧	4.60 } 56.30	1,620.00	
同上	新	4.60 } 56.30	1,620.00	
同上	新	11.00 } 77.00	960.00	

和歌山県告示第726号

平成17年和歌山県告示第725号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月19日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月19日

和歌山県知事 木村良樹